

広島県告示第四十七号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十年一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地
医療法人社団初仁会松田病院	広島市佐伯区五日市中央二丁目一番三二号
医療法人社団仁風会青木病院	江田島市江田島町中央四丁目一七番一〇号
医療法人紅十字会総合病院三愛	福山市三吉町四丁目一番一五号